

(平成24年10月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

山梨厚生年金 事案 688

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（32万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月1日から7年12月31日まで
年金記録を確認したところ、A社における申立期間の標準報酬月額が9万2,000円となっている。当時の給与は32万円のはずなので、申立期間の標準報酬月額を当時の給与相当額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、32万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成7年12月31日）の後の8年2月7日付けで、6年12月1日に遡って9万2,000円に訂正処理されていることが確認できる。

また、申立人の元同僚は、「申立人は、講師であったので、経理や厚生年金保険の事務には関与していなかった。」と証言していることから、申立人は、当該遡及訂正処理に関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的な理由が見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た32万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成14年10月1日から22年6月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成22年6月1日から24年5月20日までの期間について、当該期間の標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる21年4月から24年3月までの期間において、申立人は、その主張する報酬月額が事業主により支払われていないことから、標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年10月1日から24年5月20日まで

申立期間に係る給料明細書には、支給額が27万円と書いてある。平成23年2月から、労働者災害補償保険法による休業補償給付を受給したが、その際、毎月の給料額が、オンライン記録上の標準報酬月額である17万円より高いことを認めてもらった。標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせん
の根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料
徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権
が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及
び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」とい
う。）
、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という
厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期
間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められる
かを判断することとしている。

したがって、申立期間のうち、平成14年10月1日から22年6月1

日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから厚生年金特例法を適用し、同年6月1日から24年5月20日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立期間のうち、平成14年10月1日から22年6月1日までの期間については、申立人は、当該期間における標準報酬月額の変動について申し立てているところ、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成14年10月1日から22年6月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書及びA社から提出された賃金台帳において確認できる保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と同額又はそれよりも低額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

次に、申立期間のうち、平成22年6月1日から24年5月20日までの期間については、申立人から提出された給与明細書、A社から提出された賃金台帳（ただし、当該台帳から、当該期間に係る申立人の給与のうち、23年2月から同年8月までの分の労働者災害補償保険法による休業補償給付受給期間の給与については、事業主により支払われていないことが確認できる。）及びB労働基準監督署から提出された賃金台帳（当該休業補償給付支給請求書に添付されたもの）によると、当該期間の標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる21年4月から24年3月までの期間において、申立人は、その主張する報酬月額が事業主により支払われていないことから、標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。